

施設利用申請にあたっての確認同意書（保育所・認定こども園（保育所部）用）

※ 各事項について確認欄にチェックの上、署名をお願いします。		確認欄
1	「教育・保育給付認定（現況）申請書兼施設利用申請書」の内容や添付書類（就労証明書等）に虚偽があった場合は、教育・保育給付認定及び施設利用承諾を取り消すことがあります。	☐
2	『求職活動』による施設利用申請の場合の施設利用期間は、施設利用開始日から1か月間です。	☐
3	『妊娠・出産』による施設利用申請の場合の施設利用期間は、出産予定日の2か月前の日が属する月の初日から出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。	☐
4	教育・保育給付認定期間及び施設利用期間は、支給認定証及び施設利用承諾通知書のとおりです。 なお、翌年4月以降も施設利用を希望する場合は毎年「現況申請書」の提出が必要です。	☐
5	育児休業からの復帰による施設利用申請の方は、 <u>令和9年4月30日までに復職（育児休業取得前の職場に復帰すること）してください。</u> 復職した日から1か月以内に「復職証明書」を提出してください（復職する予定がない場合、施設利用申請はできません）。なお、 <u>「復職証明書」の提出がない場合や、令和9年4月30日までに復職していない場合は退所（園）となります。</u> ※復職できない理由が、保育の必要性に該当しない場合（産前産後休暇を取得する予定があり、短期間しか就労できないため復職しない等）は、教育・保育給付認定を取り消します。	☐
6	『就労内定』で施設利用申請した方は、「就労証明書」記載の勤務先及び就労条件で就労してください。就労開始日から1か月以内に改めて「就労証明書」を提出してください。 なお、 <u>「就労証明書」の提出がない場合や申請時に提出した「就労証明書」記載の就労条件で令和9年4月から就労していない場合は退所（園）となります。</u>	☐
7	『就労』で施設利用申請した方は、「就労証明書」記載の勤務先及び就労条件で就労してください。育児のための短時間勤務制度利用で就労時間に変更がある場合は、速やかに「教育・保育給付認定変更申請書（兼届事項変更届）」と「就労証明書」を提出してください。 ただし、変更後の就労条件が、『就労』の要件を満たさない場合は、教育・保育給付認定を取り消します。	☐
8	<u>『就労』で施設利用申請した方であっても、令和9年4月の施設利用申請の場合は、申請後に妊娠が判明し、出産予定日が令和9年6月30日までの方は、『妊娠・出産』で認定します。</u> 施設利用期間は、出産予定日の2か月前の日が属する月の初日から出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までです。 <u>施設利用期間終了後は退所（園）となり、育児休業を取得する場合でも施設利用を継続することはできません。</u>	☐
9	決定（内定）した施設を辞退する場合は、速やかに「保育所・認定こども園 施設利用辞退届」を提出してください。令和9年3月31日までに「保育所・認定こども園 施設利用辞退届」の提出がない場合、保育料（利用者負担額）（0～2歳児）が発生します。また、 <u>同一年度中は辞退した施設を再度希望することはできません。</u>	☐
10	児童の家庭状況、保護者の就労状況等が変更になった場合は、変更が生じた日から1か月以内に「教育・保育給付認定変更申請書（兼届事項変更届）」を提出してください。 <u>「教育・保育給付認定変更申請書（兼届事項変更届）」の提出がなく、保育の必要性に該当していないことが判明した場合は退所（園）となります。</u>	☐

全3ページです（裏面に続きます）。必ずご確認ください（署名欄もあります）。⇒⇒⇒

11	世帯員（児童とその保護者）の一部又は全員が海南市から他市町村へ転出した時は、退所（園）となります（遠方の単身赴任等の場合を除きます）。	☐
12	給食等の食事の制限については、医師の診断がある場合（所定の様式あり）のみ対応しています。アレルギーについては除去食（一部代替食）の対応となります（制限の範囲によっては、弁当をご持参いただく場合もあります）。 <u>0～2歳児で給食等の食事制限があり、弁当をご持参いただく場合でも、保育料の減免はありません。</u>	☐
13	保護者のいずれかが『育児休業中（継続利用の場合のみ）』、『求職活動』、『就労（内職）』、『疾病・障害』、『介護・看護』で認定された場合の施設利用時間は、原則として保育短時間（平日：午前8時30分から午後4時30分まで）です。	☐
14	決められた時間までに必ずお迎えに来てください（ <u>退勤後は速やかに施設へ向かってください。買い物等、保護者の私的な用事で施設利用はできません。</u> ） どうしても間に合わない方は、ファミリーサポートセンターなどを利用し対処してください。原則として時間外の施設利用は認められません。	☐
15	保育標準時間認定の場合であっても、保護者のいずれかが就労のない日の施設利用時間は次のとおりです。【平日】午前8時30分から午後4時30分まで 【土曜日】就労のない日は家庭保育にご協力をお願いします	☐
16	施設利用曜日・施設利用時間は、添付書類（就労証明書等）をもとに決定します。希望する曜日・時間で決定されない場合があります。また、児童の家庭状況、保護者の就労状況等が変更になった場合は、施設利用曜日・施設利用時間も変更になります。※延長保育を希望する場合は別途申請が必要です。	☐
17	保育所・認定こども園（保育所部）と幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の併願申請はできません。併願申請している事実が判明した場合、全ての申請が無効となります。	☐
18	希望施設が利用できない場合は、「施設利用保留通知書」を交付します。施設利用申請を取り下げない限り、「施設利用保留通知書」に記載された保留の有効期間中、毎月利用調整を行います（施設利用可能となった場合のみ海南市役所子育て推進課より連絡します）。また、施設利用が不要になった場合は、速やかに「施設利用申請取り下げ届出書」を提出してください。	☐
19	施設利用開始後に、利用施設変更（転所（園））を希望する場合は、改めて施設利用申請が必要です。	☐
20	「教育・保育給付認定（現況）申請書兼施設利用申請書」と保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）に記載された内容は、児童福祉法第24条の保育の実施のために必要と認められる場合に、海南市から施設（保育所・認定こども園）または施設事業者に提供する場合があります。	☐
21	申請書類の返却はできません。 <u>申請書類の写しが必要な場合は、必ず申請前にご自身でコピーを取ってください。</u>	☐

《申請児童が０～２歳児の場合は、次の 22 から 27 についてもご確認ください。》

22	保育料（利用者負担額）は保護者（原則として父母）の市町村民税所得割額（調整控除を除き、住宅借入金等特別控除等の各種税額控除の適用はありません）をもとに決定します。ただし、保護者の収入が一定額に達していない場合、同居の祖父母等の市町村民税所得割額を含めることがあります。	☐
23	保育料（利用者負担額）は 9 月に切り替えが行われ、金額が変更（増額・減額）になることがあります（4 月から 8 月分は前年度分、9 月から 3 月分は当該年度分の市町村民税所得割額で決定します）。	☐
24	保育料（利用者負担額）決定のため、市県民税の申告をしていない方は、所得または市県民税の申告が必要です。未申告の場合、最高階層の保育料（利用者負担額）：53,000 円で決定することがあります。	☐
25	保育料（利用者負担額）は毎月お支払いください（施設利用月の翌月 15 日が支払期日です）。 ※私立認定こども園の場合、施設で決められた支払期日までにお支払いください。	☐
26	保育料（利用者負担額）を滞納した方は、児童福祉法第 56 条第 6 項の規定に基づき、財産調査及び強制徴収をする場合があります。	☐
27	保育料（利用者負担額）の減免は、原則として減免申請のあった月の翌月から適用されます。	☐

保育所・認定こども園（保育所部）の施設利用申請にあたり、各事項について確認の上、同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者氏名

（ご本人がそれぞれ署名してください）